

中 町 三 丁 目 町 内 会 規 約

第 一 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は町田市中町三丁目町内会と称し（以下本会と称す）、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は町田市中町三丁目（一部南大谷）内に居住する世帯主、法人、事務所を有する者を以て組織し隣保、親善、町内の安全、福利増進と建設的發展を計るを以て目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 生活改善に関する事項
2. 保健衛生に関する事項
3. 防犯・防災等、安全に関する事項
4. 敬老・慶弔・表彰・慰安に関する事項
5. 祭典並びに文化行事に関する事項
6. 官公署との連絡・折衝に関する事項
7. その他、必要な事項

第 二 章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会は町田市中町三丁目（一部南大谷）地区内に居住する者を以て会員とする。

(脱 退)

第 5 条 会員が本町内より転出した時は本会を脱退したものとする。

第 三 章 組 織 及 び 機 関

(班)

第 6 条 本会との連絡を密にするため小区域に分割したる班を作り、班長 1 人を常置し班一切の任にあたる。

(機関の種類)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

(総 会)

第 8 条

- イ. 総会は最高決議機関として毎年 4 月中に開くものとする。
- ロ. 尚、会長が必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- ハ. 又、役員の 3 分の 2 以上の要請があった時は臨時招集しなければならない。
- ニ. 尚、この総会の構成は本部役員及び各班の班長とする。
- ホ. 総会の議長はその都度、役員中より選出する。
- ヘ. 但し、止むを得ない場合には役員会を以て総会に代行することができる。
- ト. 総会は次の事項を協議決定する。
 1. 事業計画及び予算決定
 2. 会費の決定
 3. 役員の選出
 4. 会則の改廃
 5. 本会の解散
 6. その他、重要事項

(役員会)

第9条 役員は総会において選出された者を以て構成し、本会の協議執行機関として必要の都度、会長が招集する。

尚、役員の3分の2以上の要請があった時は臨時招集しなければならない。

役員は次の事項を協議並びに執行しなければならない。

1. 総会より付託された事項
2. 役員会の報告及び提案事項
3. 年間の事業計画及び予算案の作成
4. 年度及び年収支報告
5. その他の必要事項

(役員構成)

第10条 役員会は会長、副会長、会計、総務、防犯防災、文化厚生、婦人、青年、子ども会、会計監査、ホームページ運営委員会、相談役、青少年対策地区委員を以て本部役員として構成し、会長が招集する。

(会の成立と議決)

第11条 総会及び役員会は決議員の3分の2以上の出席を以て成立し、出席員の過半数により可否を決す。

可否同数の場合は議長が決める。

第 四 章 役 員

(役員の種類)

第12条 本会は次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---------------|-----|-----------------|-----|----------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 | 2. 副会長 | 2 名 | 3. 会計 | 1 名 |
| 4. 総務部 | 2 名 | 5. 防犯防災部 | 若干名 | 6. 文化厚生部 | 若干名 |
| 7. 婦人部 | 若干名 | 8. 青年部 | 若干名 | 9. 子ども会 | 2 名 |
| 10. 会計監査 | 2 名 | 11. ホームページ運営委員会 | 若干名 | | |
| 12. 青少年対策地区委員 | 若干名 | 13. 相談役 | 1 名 | | |

副会長は会長判断にて3名にすることが出来る。

(会 長)

第13条 会長は本会を代表し、役員会の議長となる。

(副会長)

第14条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任を代行する。

(会 計)

第15条 会計は会計事務をとり、現金出納、保管にあたる。

(会計監査)

第16条 「会計監査」は本会の会計を監査する。

(総務部)

第17条 総務部は本会の運営企画と各機関の議事を記録し保管する。

(防犯防災部)

第18条 防犯防災部は本地域内の犯罪予防、防災活動の任にあたる。

(青年部・ホームページ運営委員会)

第19条 1. 青年部は本地域内の青年の交流の場として会員相互の意思の疎通を図る。
2. ホームページ運営委員はホームページの運営・管理を図る。

(文化厚生部・婦人部)

- 第 20 条 1. 文化厚生部は本地域内の文化厚生の任にあたる。
2. 婦人部は本地域内の女性の交流の場とし、会員相互の意思の疎通を図る。

(青少年対策地区委員)

- 第 21 条 青少年対策地区委員は常に本地域内の青少年の健全な育成指導及び非行化防止の任にあたる。

(役員の任期)

- 第 22 条 役員の任期は 2 ヶ年とし、任期満了時、総会において改選を行う。
但し、再選を妨げない。尚、補欠により就任した者は前任者の残任期間とする。

第 五 章 会 計

(会 計)

- 第 23 条 本会の経費は常に会費及び寄付金、その他を以て充てる。

(会 費)

- 第 24 条 会費は毎年度初頭、総会において決定したる金額を各世帯毎に班長を経て会計に納める。
尚、役員会において増減免の必要を認めた場合は臨時徴収することができる。

(会計年度)

- 第 25 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日迄とする。

(会計報告)

- 第 26 条 本会の会計は臨時会計監査を受けて役員会に提出した後、総会の承認を得なければならない。

第 六 章 慶弔に関する内規

(目 的)

- 第 27 条 この規定は会員の慶弔等に関する事項を定めることを目的とする。

(範 囲)

- 第 28 条 この規定による慶弔等の範囲は災害見舞金、死亡弔慰金の 2 種とする。

(見舞金)

- 第 29 条 会員が水害、火災、若しくは其の他の災害に遇い、見舞いの必要あると認めた時は会長、副会長協議の上で見舞金を贈る。

(弔慰金)

- 第 30 条 会員本人および配偶者、同居する実父母、実子、実の兄弟姉妹が死亡した場合は弔慰金 5, 0 0 0 円を贈る。

(雑 則)

- 第 31 条 この規定に定めるものの他に特に必要ある場合は役員会において草案作成の上、総会に諮る。

附 則

この規約は 2 0 1 9 年 4 月 7 日より適用する。

昭和 3 2 年 6 月 9 日東会規約制定	昭和 3 9 年 5 月一部改正	昭和 4 5 年 4 月一部改正	昭和 4 8 年 4 月一部改正
昭和 5 0 年 4 月一部改正	昭和 5 5 年 5 月一部改正	平成 4 年 4 月一部改正	平成 1 0 年 4 月一部改正
平成 2 0 年 4 月一部改正	平成 2 4 年 4 月一部改正	平成 2 9 年 4 月一部改正	2 0 1 9 年 4 月一部改正